

習生が修習を終了して任官できる状況になるということが関係しておりますが、この間の充員の關係などについて申し上げますと、平成十一年十二月一日における判事補の欠員は十八人でござります。本年四月期の判事への任官やその後の退官等によりさらに欠員が広がりまして、この四月には現在員は合計で七十人程度不足するということが見込まれております。これに、今回の改正によりまして増加される予定の七十人のうち四月から予算上の手当がされております三十人分を加えた枠で本年四月に司法修習を終える者から例年程度、最近は九十人程度が採用されておりますが、判事補を採用することによりましてほぼ充員される見込みでございます。

その後 十月末までに現在員は退官や簡裁判事への任命分などによりまして五十人を超える程度不足することが見込まれております。これに十月から予算上の手当がされております四十人分を加えた枠で本年十月に司法修習を終える者から例年程度の人員を判事補に採用することによってほぼ充員されるという見込みになつております。

○江田五月君 九十人程度というんですが、私がいたいたい資料だと、小さなことですが、平成七年が九十九人、八年が九十九人、九年が百一人、十年が九十三人、十一年が九十七人。九十人というよりもむしろ百に近いあるいは百前後じゃありませんか。

○最高裁判所長官代理者(金繁誠志君) 委員御指摘のとおり、ここ数年はそのぐらいの数でございましたが、ことは、現在願書を出しておりまして採用手続を進めております者が八十七人でございます。これにあと弁護士等からなつたりするという可能性もございますが、一応九十人程度というふうに見ております。

○江田五月君 肩頭にも言いましたが、裁判官諸君、本当に現場で苦労しています。現場で苦労している裁判官と大体最高裁事務総局にいる人と相違の意識の差などがあるとかいうようなこともよく言われますが、現場で苦労している人たちのこ

とを本当に考えてやつていただきたいと思います。

裁判所書記官と家庭裁判所調査官の十六人増員、これももう少し詳しく説明をしてください。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) お答えいたします。

裁判所職員十六名の内訳でございますが、これをいま少し詳しく御説明申し上げますと、裁判所書記官につきましては、四十人の純増のほか、裁判所速記官及び裁判所事務官から各百人を書記官に振りかえるという一百人の増員、合わせて二百四十人の増員をお願いしているものでございます。

さらに、家裁調査官につきまして五名の増員をお願いし、合計二百四十五人の増員をお願いし

ているところでございますが、今申し上げましたように、振りかえりとしての裁判所速記官及び裁判所事務官各百名のほか、庁舎管理業務の合理化等により技能労務職員二十九人を減員することにしておりまして、以上の増減を通じますと、裁判官以外の裁判所職員の増員が十六人ということになります。

○江田五月君 裁判官の方の増員、充実ももちろん大切ですが、裁判官だけでは裁判できない。補助職員といいますか、書記官その他が充実していくないと裁判官だけ頑張つても空回りをするだけなので、この点は十六人増員、これで本当に十分かなという感じはいたします。

それから、速記官の転換ですが、速記官はもう新規の採用をやめておられる。しかし、それでいいのかなという感じもあるんですね。速記とい

い仕事自体は速記官といふものでなくともそれはできます。これにあと弁護士等からなつたりすると

いう可能性もございますが、裁判所の速記官は大変苦労して独自のいろんな

ソフトを開発されている。

「はやとくん」というのを聞いたことがあるん

ですが、この「はやとくん」というのは、ちょっと突然になるかもしれません、どうされるおつ

もりですか。

「くん」をどうするおつもりかというよつと質問の御趣旨がはつきりはいたしませんけれども、「はやとくん」を現実に法廷で使つておるわけじゃない。そ

はあります。

○江田五月君 それはおるから聞いておるわけで、さが、「はやとくん」という、きょうはもうここでいろいろ説明する時間はありませんから省略しませけれども、速記官の皆さんのがいわば自主的に、に振りかえるという一百人の増員、合わせて二百四十人の増員をお願いしているものでございます。

さらに、家裁調査官につきまして五名の増員をお願いし、合計二百四十五人の増員をお願いし

ているところでございますが、今申し上げましたように、振りかえりとしての裁判所速記官及び裁判所事務官各百名のほか、庁舎管理業務の合理化等により技能労務職員二十九人を減員することにしておりまして、以上の増減を通じますと、裁判官以外の裁判所職員の増員が十六人ということになります。

○江田五月君 裁判官の方の増員、充実ももちろん大切ですが、裁判官だけでは裁判できない。補助職員といいますか、書記官その他が充実していくないと裁判官だけ頑張つても空回りをするだけなので、この点は十六人増員、これで本当に十分かなという感じはいたします。

それから、速記官の転換ですが、速記官はもう新規の採用をやめておられる。しかし、それでいいのかなという感じもあるんですね。速記とい

い仕事自体は速記官といふものでなくともそれはできます。これにあと弁護士等からなつたりすると

いう可能性もございますが、裁判所の速記官は大変苦労して独自のいろんな

ソフトを開発されている。

「はやとくん」というのを聞いたことがあるん

ですが、この「はやとくん」というのは、ちょっと突然になるかもしれません、どうされるおつ

もりですか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) おつしや

ます。さが、「はやとくん」という、きょうはもうここでいろいろ説明する時間はありませんから省略しませけれども、速記官の皆さんのがいわば自主的に、に振りかえるという一百人の増員、合わせて二百四十人の増員をお願いしているものでございます。

さらに、家裁調査官につきまして五名の増員をお願いし、合計二百四十五人の増員をお願いし

ているところでございますが、今申し上げましたように、振りかえりとしての裁判所速記官及び裁判所事務官各百名のほか、庁舎管理業務の合理化等により技能労務職員二十九人を減員することにしておりまして、以上の増減を通じますと、裁判官以外の裁判所職員の増員が十六人ということになります。

○江田五月君 裁判官の方の増員、充実ももちろん大切ですが、裁判官だけでは裁判できない。補助職員といいますか、書記官その他が充実していく

といふふうに見ております。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 「はやとくん」というのを聞いたことがあるん

ですが、この「はやとくん」というのは、ちょっと突然になるかもしれません、どうされるおつ

もりですか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 「はやとく

ございます。

○江田五月君 司法制度改革も、結論が出るまで改革を待つていろと言つておるわけじゃない。そ

うではなくて、できるものは速やかにやれど。しかし、抜本的改革については、今の法曹一元、陪

審などを含めてこれから議論をすると、いうことで、できることはまずやるという意味で、とりあえず人員の充実、これをやろうと。ですから、司法制度改革と無関係じゃないけれども、別に司法

制度の行く末を見据えた手を打つておるといふことでもない、そう理解してよろしいですね。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) おつしやるところでございます。

○江田五月君 司法制度改革の中で、言うまでもなく法曹人口の拡大、特に弁護士の数をふやす、

これも今大きな課題になつております。もちろん、議論がないわけじゃありません、そのこと自体にも議論がないわけじゃありません。しかし、例えば時代の変化、これまでの規制の役割というのは今までと比較にならないほど重

社会から規制緩和で事後的な救済のそういうシステムにと大きく変わっていく。そうすると、司法

の役割というのは今までと比較にならないほど重要なつてくるとか、あるいはこれまでも司法に

対して、どうも司法サービスは市民から見ると近寄りがたい、もっと市民の司法に変わつていかな

きやいけないんじゃないとか、いろんなことを言われております。

そういう流れの中で、弁護士の数を大きくふや

すと、いうことは私はやはり必要なことだと思つておりますが、今一万七千人の弁護士に対して、さ

てどのくらいかなというので、これは大づかみの数字で、細かな議論を組み立てた上でと、いうわけ

じやありませんが、見当としては五万人か六万人ぐらいの弁護士体制、そういう私論も中坊さんあたりから出てきておりまして、私もそう思います

が、仮に弁護士五、六万人体制というふうなことを想定する、裁判官は一体どのくらい、書記官などのく

らい、調査官、事務官、それそれどのくらいといふふうに見ております。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今回の裁判官の七十人の増員は、民事訴訟事件等、近時の事件数の増加を踏まえるとともに、先ほど人事局

の方から御説明申し上げましたとおり、二期分の司法修習終了者から新任判事補を採用すること

が可能である、といった特殊事情を踏まえてのものでございまして、法曹一元や陪審制度など

の司法制度改革論議とは何ら関連をしないものでございます。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今後、社会の法曹に対するニーズというものは多様化することが予想され、弁護士が増加いたしますと、その職域が拡大し、従前の弁護士業務以外の分野に進出していく方も増加するであります。また、弁護士が増加すれば契約書の作成等に関与するなど、紛争の事前予防が進むということも考えられるわけであります。そのようなことを考えますと、弁護士が増加したからといって、必ずしも正比例するような割合で裁判所の事件数が増加していくかどうかは一概には言えませんけれども、裁判所へのアクセスが容易になることは明らかであります。いましょうから、その意味で裁判所の事件数を押上げるべき大きな要因になるというふうには考えております。

裁判所としては、そのような事件数の状況も見るながら、弁護士五万、六万ということならば、必要な人員、それに応じた増員というものを図つていかなければならないというふうには考えております。

○江田五月君 弁護士の大幅増員ということはいわば外圧かと思いますが、それだけでなく、やはり規制社会から自由な社会へと、事後的な司法救済というものが非常に重要な社会へと転換をしていく。あわせて、これまでの司法サービスというのは市民にとって近寄りがたいものであつたのではないか反省、そういうところから、やっぱりこれまでの司法サービスの提供体制ではだめなんだという思いはぜひ持っていたいと思います。

次に、家庭裁判所の調査官の皆さん方から私のところにもいろんな希望が寄せられておりまして、その中に、家庭裁判所調査官研修所と書記官研修所を総合して裁判所職員総合研修所、これは仮称でしようが、を建設するという最高裁の計画に対し、家庭裁判所調査官の専門性を損なうのではないかという強い懸念が示されています。

先日、最高裁の説明では、それは杞憂なんだ、こうはつきり言われた。なぜそれが杞憂であるのか。調査官の皆さん方が納得できるような十分な説明がなされたのです。

卷之三

○最高裁判所長官代理者（金繁誠志君）　家庭裁判所におきましては、家庭裁判所調査官は欠くことのできない基本的な柱でございます。その役割の重要性につきましては最高裁として十分認識しております。

新しい研修におきましても、人間関係諸科学及び家庭裁判所の実務に関する家庭裁判所調査官の専門性を一層充実発展させるということを基本に据えまして、研修体制、研修設備の充実をいたしまして、これまで行われてきた専門的な研修を質量ともに充実させたいというふうに考えております。

したがつて、家庭裁判所調査官の専門性が薄れるというふうな懸念は全くないものというふうに考えております。

○田中五月君　今の言葉をそのとおり受けとめたいと思いますが、なかなかそうであるかどうか。

最近、裁判所の中でヒラメという言葉があるようとして、ヒラメというのは何かと云うと、目が上についていて、上ばかり見していく、その上のとおりに自分を合わせるということのようで、ヒラメ裁判官じゃ困るんですが、調査官は特に医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を要求される。その仕事の重要性というのは現代社会の中でますます重要になってくる。重要性が増すことはあっても減ることは決してない。しかも、司法体制全体の中でそういう人間諸科学とのつながりで仕事をする場面というのは調査官のところしかないと言つてもいい。そういう非常に重要なところなので、ここがおろそかになつたらやつぱりいけないですね。重大な関心を持つてフォローしていきたいと思います。

職員総合研修所ということになると、例えばもちろん所長は一人、事務局体制も一つの体制になつて、そうすると、どうしても今までの司法のあり方からすると、書記官の方に偏つて調査官は隅の方にということになるんではないか。調査官の方の研修の事務局体制というものはしっかりと

卷之三

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 調査官の重要性というものは最高裁としても十分認識しており、職員総合研修所を、まだこれはどういった体制を組むかということは決まっておりませんけれども、今御指摘の点も含めてきちんとしたものを作り上げていきたい、こういうふうに思っております。

○江田五月君 あわせて、今ヒラメというちょっとやや、ごめんなさい、どうも昔の仲間ですのについていきついことを言つてしまいますが、調査官の皆さんのお意見を十分聞くと。やっぱり伝統的司法の世界の中にいる人のところに調査官の皆さん方が言いにくいということがある總是困るのでも、特に調査官の皆さんのお意見とはよく聞いていただきたいと思いますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 今回総合されます研修所につきましては、これまでにも調査官の方々のお意見を広く聞いております。これからも十分そういう意見を聞いて進めてまいりたいと思つております。

○江田五月君 次に、私たち民主党は、昨年暮れ、司法制度改革審議会にいろんな論点の追加の提言を行いましたが、その中で裁判所のジェンダー・バランスということを言いました。特に最高裁のジェンダー・バランス、これは性別のバランスということですが、最高裁のジェンダー・バランスの問題を取り上げてみたいと思います。

官房副長官、わざわざお越し願つて恐縮ですが、最高裁判所の判事、これは長官は内閣の指名、天皇の任命、それでそれ以外の最高裁判所裁判官は内閣が任命と裁判所法三十九条、憲法で定められておりますので、任命権者は内閣ですので副長官にお出ましいただきました。

現在、十五人の最高裁判官に女性が一人もいない。これはなぜこういうことになるんですか。

卷之三

任命におきましては、今、江田委員からお話をございましたように、内閣の任命でございます。それで、識見の高い法律的素養のある四十歳以上七十歳未満の方で最高裁判事としてふさわしい方であれば、当然男女、年齢の別を問わず任命するということは言つてもよいことであります。これまで女性の最高裁判事が少なかつたのは、女性法曹の層が必ずしも厚くなかったなどの事情もあつたのではないかというようと思つております。しかしながら、近時、女性の社会進出に伴い、次第に最高裁判事の女性候補の層も厚みを増していくものと思われますので、当然最高裁判事につきましても女性の進出が多くなつてくるのではないかというふうに思つております。

○江田五月君 戦後新しい憲法ができて男女同権になつて五十年以上たつてゐるわけですね。この五十年以上の新しい最高裁判所体制のもとで最高裁判事がさて何人できたか。ちょっと数えていませんが、おそらく三けたもある、もうかなりの数になつてゐるはずですが、それだけ大勢の中でただ一人しか最高裁の判事はない。しかも今はゼロだと。ゼロは今だけたまたまというわけじゃないんですね。ちょっと調べてみますと、現在六十九歳から六十九歳まで、平均年齢は六十六・二七歳、全員男性。これで本当に社会のルールを最終的に決める裁判所としていいのか。

男女共同参画社会基本法をつくりました。前文には、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図つていくことが重要である。」と。あらゆると言ふんですから、司法の場は例外ではない。これはひとつ内閣の方針でなきやいけないことだ、当然、方針。

それで、そういう内閣の方針を持って、最高裁判事の任命のときにもやっぱりそういう二十一世紀の最重要課題を司法の場でも実現するんだ、そういう思いをぜひ披瀝していただきたいと思います。

すが、副長官、いかがですか。

○内閣官房副長官(松谷董一郎君) これまで、

今、委員のおっしゃったとおり、高橋久子判事のみでございました。しかし、ただいまのお話のよ

うに、男女共同参画社会の実現のためにも、できるだけこういった司法の場にも女性の登用が多くなつていくように私どもも願つてはいるところであ

ります。

○江田五月君 先ほど、法曹といいますか裁判官の中にこれまで女性が少なくて適任者がいなかつた、そういう事情もあるのではないかということをちょっとおっしゃいましたが、高橋さんは司法烟の人ではありますね。ですから、最高裁といふのは司法烟の人を中心にしていうことはありますけれども、司法烟の人でない人が入つてくることがまた最高裁判事の任用にとって重要なポイントでもあるので、女性が司法の世界に十分これまで育つていなかつたということを余り言われない方がいい。

それだけじゃなくて、現実には今随分、かつてもなかなか優秀な女性の裁判官の皆さんがあられた。三潤さんとしても野田さんとしても大変すぐれた方々だったと思いますが、私どもが最初任官する当時は、女性は裁判官に向かないんだ、なぜなら山へ検証に行くのに女性じや困るからなんというようなことを、公のところでは言つたことはないと思いますが、実はひそかに言われていたりしましだが、今そんなことを言つたらもう裁判所はもちませんよね。そんな時代になつてはいるので、これは最高裁判事の任命についてどういう手続でやるのかちょっと細かくいろいろ聞いてみたいところもあるんです、最高裁の方としても女性の最高裁判事及び下級裁判所の裁判官についてお考えがあると思いますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 委員も重々御承知のとおり、最高裁判事の任命は内閣の重要な権能でございまして、三権分立の建前から申しまして、その権能の行使の当否について私どもが意見を述べるということは差し控えるべきと

思いますが、今お話の出ております女性の最高裁判事ということに関しましては、官房副長官もお答えになりましたように、従前は女性法曹の数がそれほど多くはなかったわけですが、近年非常にそれが顕著にふえてきております。そういうことで事情が変わっておるということが言えようかと思います。

下級裁判所の方の裁判官は、最近非常に毎年二十人以上女性が裁判官になることが多いような状況でございまして、全国各地で女性の裁判官が大変活躍しておられる状況でございます。

○江田五月君 最後になりますが、最高裁判事は内閣の任命ですから最高裁としてもなかなか物がわかりますが、現実には内閣、特に内閣総理大臣がさて最高裁だにしようかなといつてつらつら沈思黙考してというわけはないで、やっぱりいろんな意見を聞いてやつておられる。裁判所、最高裁の方からのいろんな助言といいますか、意見の具申も当然あると思うんです。どうもそのあたりが甚だベールの中でよくわかりませんが、今、官房副長官のおっしゃるように、女性の登用も考えていただきたい、そういうことで、内閣総理大臣の方からひとつ女性のいい最高裁判事の候補はいないかねと言われたら、最高裁どうですか、困りますが、それとも今はもう困るようなことではない、それとも今はもう困るようなことではない、大きい人はいますということになりますか。どうですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 今お話をりましたように、最高裁判事の任命につきましては最高裁長官が内閣総理大臣に対して意見を申し上げるという機会がございます。その際、今、言わされたらどうかというふうに言われますと、これ

は仮定の質問でございまして、ちょっとお答えはしにくい問題でございます。

○江田五月君 終わります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 今お話をりましたように、最高裁判事の任命につきましては最高裁長官が内閣総理大臣に対して意見を申し上げるという機会がございます。その際、今、言わされたらどうかというふうに言われますと、これ

は仮定の質問でございまして、ちょっとお答えはしにくい問題でございます。

○江田五月君 終わります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 今お話をりましたように、最高裁判事の任命につきましては最高裁長官が内閣総理大臣に対して意見を申し上げるという機会がございます。その際、今、言わされたらどうかというふうに言われますと、これ

は仮定の質問でございまして、ちょっとお答えはしにくい問題でございます。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今、委員

ここで改正案が出てきているところでございますが、判事補については平成三年以降ですか、五人それほど多くはなかったわけですが、近い年非常にそれが顕著にふえてきております。そういうことで事情が変わつておるということが言えようかと思います。

下級裁判所の方の裁判官は、最近非常に毎年二十名、三十名というふうに順次増員が図られてきた。今回七十名ということになるわけでございますけれども、これは、先ほど先行委員からお話をされたように、やはり事件数の急激な増加、民事事件あるいは執行事件、倒産事件、もちろん通年ばかり増員されていないようございます。判事が、判事補ではなくて判事については全然この十

年ばかり増員されていないようございます。判事の給源、どこから採用していくかということもあろうかと思いますが、そろそろこの判事の増員がされてもおかしくないんではないかというふうに思うわけでございまして、何でこの増員がなかつたのか、またいつごろになつたら判事の増員があろうかと思いませんが、そろそろこの判事の増員がされてもおかしくないんではないかというふうに思うわけでございまして、何でこの増員がな

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今、委員

お答え申します。

判事を増員することが望ましいことは言うまでないところでございます。しかし、現実問題として、弁護士から判事への任官数を見てみましたが、最高裁の方からいるんなな助言といいますか、意見の具申も当然あると思うんです。どうもそのあたりが甚だベールの中でよくわかりませんが、今、官房副長官のおっしゃるように、女性の登用も考えていただきたい、そういうことで、内閣総理大臣の方からひとつ女性のいい最高裁判事の候補はいないかねと言われたら、最高裁どうですか、困りますが、それとも今はもう困るようなことではない、それとも今はもう困るようなことではない、大きい人はいますということになりますか。どうですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 今お話をりましたように、最高裁判事の任命につきましては最高裁長官が内閣総理大臣に対して意見を申し上げるという機会がございます。その際、今、言わされたらどうかというふうに言われますと、これ

は仮定の質問でございまして、ちょっとお答えはしにくい問題でございます。

○江田五月君 終わります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今後、裁判官の退官数がどうなるか、そういうところが響いてくる問題でもございますので、判事の充員状況や事件動向を踏まえて検討していくということになると考えております。

○魚住裕一郎君 それで、判事補については、先

況になるんではないかと思いますが、将来を見通した上での増員計画になつていいのかどうか、もう一度御答弁いただけますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今回の七十人の判事補については、きちんととした合議体に組み込めるような形での、そいつた体制で受け入れられるような体制を今検討しているところでございます。

また、先ほども江田委員の方にお答え申し上げましたけれども、基本的に今後の事件の動向等を見ながら、裁判所としてはより一層適正迅速な裁判ができるよう検討を進めてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○魚住裕一郎君 この提案理由にもありますけれども、適正迅速な処理といつことが毎回固定法改正のたびに出でてくる言葉ではあります。これが言われ続けて十年、二十年だらうといふうに私は思います。経済がどんどん伸展してきた確かに事件数もふえてきておるところであります。やはり経済社会の基本的なインフラでありますこの裁判制度が本当にうまく機能しているのかと、いうことが常にマスコミ等からも指摘されているところであります。

また、経済界においても日本の裁判を使うんではなくしてアメリカの裁判の方が早いからそちらを使おうというような、そういう具体的な事例も出てきているところでありまして、やはり今日の日本司法というのは日本の経済のスピードにマッチしていないのではないかといつことが常に指摘されておるところであります。

私も、迅速な裁判を受ける権利というのがありますけれども、やはりスピードアップをしなきやいけない、裁判制度だけではなくしてひとと紛争解決の方途が多岐にわたつてもいいんではないかというふうに思うところでございまして、法廷外の紛争解決手段、ADRというようなことが言われておりますけれども、それも幅広く私は活用をしていくべきではないかといつふうに考えておるところでありますが、この点に対して司法全体を

見渡しておられる法務大臣としてどのようにお考えになつておるか、基本的な御認識をお願いいたします。

○国務大臣(白井日出男君) ただいま委員御指摘をいただきましたADR、すなわち裁判外紛争処理制度は、その紛争の類型に応じまして当事者の意思を尊重した解決、迅速な解決、専門技術的見地からの解決を可能にするものでございまして、私的紛争の解決に多様な選択肢を与える点で意義あるものと考えております。

このような裁判外紛争処理制度の充実を図り、裁判手続と相まって、今後増加することが予想される国民の法的ニーズ的確に対処できるものと、つて極めて重要なものと考えております。

司法制度を所管する法務省といたしましても、今後、裁判外紛争処理制度の充実のために必要な協力をいたしてまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 ゼひお願いをしたいと思いま

す。その際、やはり裁判外とはいしながらも紛争解決の手段ですから、どうしても法律家の素养というものが必要になつてくるんであらうといつふうに思います。裁判官といつ身分の問題もございま

すけれども、具体的な紛争処理制度の中には裁判官のOBの方に参加をしてもらうとかいろいろな工夫があるようございますし、また一方で裁判が

は停止させておくというようなことも必要ではなかろうかといつふうに思つております。今後いろいろ議論を私もさせていただきたいといつふうに思つところであります。

さて、長期化する裁判の中で、やはり専門的な訴訟というのが非常に長期化の原因ではないかといつふうな指摘がございますが、例えば医療過誤制度につきましては正確には承知しておりませんが、やはり鑑定人を選定するといつことについては大変な問題でございまして、今医師会といつ御指摘がございましたけれども、医師会、医学会など専門家の団体の協力が得られるといつことが大切でござります。協力が得られれば鑑定手続が円滑に進むといつふうに思われますので、裁判所としてはそつといつ協力が得られるようになります。今後もこうした努力を続けていきたいと思つております。

ますが、結構鑑定人を決定するまでそもそも時間がかかるといつような指摘がございますが、具体的にはどのぐらいの期間を要しているものなんでしょうか。

裁判所にお伺いします。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 医療過誤訴訟において鑑定人の選任にどのくらい時間がかかるか、網羅的な調査をしているわけではございませんけれども、昨年東京地裁の方で調査した結果によりますと、平均的に四ヵ月半ほどかかるというデータも出ております。事件によりましてはもう少し時間がかかるといつ例もあるようでございます。

○魚住裕一郎君 結局、訴訟代理人からしてみれば、鑑定人に証拠方法として鑑定を申請するわけですが、具体的な、代理人の方で折衝してくださるといつまことまでやらないとなかなか採用しきれないといつようなことも実はあるわけでござります。

ドイツの事例のような場合は、例えば医師会と連携の上で、裁判所の要請があれば鑑定人を推薦するような、そういう法律で義務づけられているようなところもあるようでござりますが、医療過誤訴訟等について日本の裁判所は、日本医師会ですか、あるいはお医者さんとは協議されているん

でしようか。どのような制度になつてますか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) ドイツの制度につきましては正確には承知しておりませんが、やはり鑑定人を選定するといつことについては大変な問題でございまして、今医師会といつ御指摘がございましたけれども、医師会、医学会など専門家の団体の協力が得られるといつことが大切でござります。協力が得られれば鑑定手続が円滑に進むといつふうに思われますので、裁判所としてはそつといつ協力が得られるようになります。裁判所としましては、やはり専門家の協力が得られるようになります。裁判所の審理の運営の改善をして、裁判所としましては、やはり専門家の協力が得られるようになります。裁判所の有志による研究などもござりますし、それから東京地裁、大阪地裁などで医療過誤事件

ばその問題自体が医師みずから自分の問題だといふうにとらえてぜひ積極的にやつていただきたい、鑑定に応じていただきたいといつふうに思うところでござりますが、医療事故に詳しい加藤良夫弁護士のコメントの中では、「医師の本音は「同業者のミスを指摘して恨みを買うのがいや」といふこと。学問や学会のしがらみに縛られ、相互批判を封じるギルドのようになつておる。鑑定書を作成しても業績評価にはつながらないことも、敬遠される「因と思われる」というような新聞記事が載つておりますけれども、本当にそつだなとうに思ふんです。

その辺どうやつて克服をしていくか。制度自体の、日本の社会全体の問題でもあらうかといつふうに思いますが、この辺はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 実は昨年の秋に、東京、大阪などの裁判所で鑑定の経験を有するお医者さん、それから弁護士、裁判官などが集まりまして鑑定人の協議会が行われまして意見交換が行なわれたわけでござりますが、その中で

鑑定人を経験した医師の方からは、今の鑑定の一番の問題点は、やはり鑑定書提出後に証人として呼び出されて、特に不利な鑑定の結果が出た弁護士の方から、鑑定人としての能力や適性がないと言わんばかりの個人の人格や経歴を中傷するような尋問を受けるとか、あるいは鑑定書の中身をよく理解しないまま不必要で執拗な尋問を繰り返され、そういうようなこと、いろいろ御指摘がございまして、こういうことが改善されなければなかなか鑑定を引き受けたくない、鑑定人を引き受けるのはどうしても消極の姿勢をとらざるを得ないといつ話がございました。

これだけではもちろんない、先生御指摘の点もございますが、こつといつような指摘も踏まえまして、裁判所としましては、やはり専門家の協力が得られるようになります。裁判所の審理の運営の改善をして、裁判所としましては、やはり専門家の協力が得られるようになります。裁判所の有志による研究などもござりますし、それから東京地裁、大阪地裁などで医療過誤事件

の運営改善に関する提言などもいろいろ出されておりますので、そういうものも踏まえまして運営の改善に努めて、鑑定人を引き受けやすい環境整備をしていきたいというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 確かに、後で呼び出されて鑑定人の適格性等を糾問されるというか、そういうこともあります。たゞ、具体的に事件を担当していますと、明らかに偏ったといいますか、初めに結論ありきのような鑑定も出てくる場合もあるんですね。やはりその部分を何かせざるを得ないわけでございますが、今御答弁の中で、具体的に鑑定に関する訴訟運営の改善といふように何を指しますか。強硬な訴訟指揮をやる、そんなことは私ないと思想ですが、

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 改善の提言はいろいろございまして、一つは、まず鑑定人を頼むときには、その事件の概要をまとめた書面を出すとか、争点をまとめた書面を出して鑑定人にお願いするとか、あるいは鑑定人に対する鑑定人尋問をするときにも事前にきちんとした書面を出して尋問をするとか、あるいは鑑定をした事件の結果をきひとつ、これは裁判所の問題ですけれども、鑑定人に通知をするとか、そういうような運営改善の提言がされているところでございます。

○魚住裕一郎君 ゼひ適切な運営をお願いしたいと思います。

さて、またこの法律に戻りまして、今度、裁判官以外の職員が十六名増加ということでございますが、この内訳の中で、書記官が二百四十名増になつて、事務官、速記官がそれぞれ百名ずつ減になるということをございますが、書記官一百四十名というのは非常に大きな数に感じられます。事務官が粹としての異動というのはわかるんですけども、具体的な生首として異動するということになると、私は事務官から書記官の方に行くというわけにはいかないと思うんですが、

いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 事務官から書記官になる道といたしましては、書記官研修所に入つて研修を受けてなるということございまして、書記官研修所に入るにも、部内で難しい試験がございますが、その試験に合格した上で書記官研修所の研修を受けてこれで初めてなれる

と。今回、二百四十名の増員をお願いしておりますが、この充員も、書記官研修の課程を修了して今度書記官資格ができるという人を任命する、あるいはそのほかに速記官からの転官者とか定年になりました方の再任用というふうなことでこれを充員していく、こういう予定になつております。

○魚住裕一郎君 そうすると、既にもう事務官の方あるいは速記官の方で書記官の研修を受けている方がおられるということですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) この春に、今度書記官研修所を出て書記官資格を取得するという方が相当数おられる。転官の場合には今後ということもござります。近々ということもござります。

○魚住裕一郎君 このほかにも廷吏さんから事務官への振りかえというのがあるようございます。けれども、これは具体的にはどういうことですか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭してきた証人等の訴訟関係人に対する手続教授や準備書面、証拠書類、証拠物の受け渡しあるいは証拠物の展示等を行つてゐるわけでございますが、このあたりをより効率的に合理化を図ることによつて廷吏から事務官への給源を生み出せる、こういうふうに考えての結果でございます。

○魚住裕一郎君 終わります。

おります。

私は、特に破産事件の関係について、その点を指摘してみたいと思うんですが、最高裁からいたいた資料によりましても、破産事件の新受件数は、平成二年が一万一千三百七十三件、それが平成十一年には十二万二千七百四十一件と十二倍にもなつておるわけですね。

これを東京地裁本庁、大阪地裁本庁ということ

で資料を見ますと、法人を除く国民の自己破産事件の申し立ても大変な急増ぶりでございまして、これは東京地裁本庁、大阪地裁本庁ということ

で資料を見ますと、法人を除く国民の自己破産事件の申し立ても大変な急増ぶりでございまして、これは東京地裁本庁、大阪地裁本庁ということ

でござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加ということがなつて、ということは間違いないあります。そこで、裁判官の員数がそいつた状況であり、事件を平均して割れば今おつしやつたような数になることはそのとおりでござります。

○橋本教君 事件は十倍にふえているのに、担当裁判官の数は一・六倍とかあるいは三倍とかという程度にとどまつておる。こういう現状は、こういう指数から見ても、いかにバランスを欠くものであるか。まさにこの点については、裁判官の増員ということがまだ必要なことを示していると思うのですが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、倒産事件とか和議事件におきましても裁判所書記官の役割が非常に大きいところでございまして、裁判所書記官につきまして見てみると、東京地裁の場合には、書記官等五十二人今まで、こ

ちらもふやしてきていたところでござります。さらには、事務処理上の工夫といたしまして、破産事件処理システムというコンピューターによる、OA化による事務処理の効率化を図つてきておりまつた。また大阪地裁におきましては、書記官等二十五人から書記官等五十二人今まで、こ

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわけござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 東京地裁及び大阪地裁の各破産部における裁判官の員数がそいつた状況であり、事件を平均して割れば今おつしやつたような数になることはそのとおりでござります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわけござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

他方でまた、今回もお願い申し上げております

ように、裁判官も逐次増員してまいりましたし、

今後とも、そういった事件動向等を見ながら、よ

り一層適正迅速な処理ができるよう考えてまい

ります。

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平成十一年には七百六十五件にも増大をしてお

ります。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一

人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うよう、平成二年の大変な倍数を示しているわ

けでござりますね。

こういった裁判官の持ち事件の大変な増加といふことになつて、ということは間違ないあります。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 承認のとおりでござりますが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭して

いる、あるいはリストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういう国民の苦悩がにじみ出でているわけであります。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官

はどのような状況でふえているかということを最

高裁でいたいたいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年三倍。そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名であります。これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまつております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見てみますと、東京地裁は、平成二年が二百三十二件、それ

が平

りたい、こういうふうに思つております。

○橋本教君 そういうたいらんの努力をされていることを否定しませんが、結論的に言つて、まだまだ裁判官なり職員の増大が国民のニーズから見て必要だということは認識されておられますね。そのことをはつきり聞いておきたいんです。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今回も、平成十二年度につきましてもそのあたりのところをきちんと検討した上、その必要性があると認めて裁判官、書記官の増員をお願いしている、こういうことでございます。

○橋本教君 今後ともその増員について私が指摘したようなそういう実態と認識を踏まえて一層努力されるということは間違いないですかと、こうう聞いているんですよ。ことしこれでいいということがあります。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今後とも同様の姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

○橋本教君 話題を変えるんですが、農水省汚職があり、新潟県警あるいは神奈川県警の腐敗があり、さらにそれだけではありません、政府の諸機関におけるいろんな重大な問題が起こっておりまして、まさに法秩序を維持する司法、そしてまた厳正に不正な違法行為を取り締まる検察の任務というものは、私はますます重大になつていると思うんです。そういう観点から、この機会に私は防衛庁の問題について質問しておきたいと思うんです。

防衛庁に伺いますが、秀島容疑者、これが自衛隊第一空挺団普通科群長であったわけですが、民間人三人と自衛隊の小銃あるいは機関銃とも言われておりますが、こういう違法射撃事件を起こしました。このことがなぜ今日まで明らかにされなかつたのか、端的に言つてください、防衛庁。

○政府参考人(新貝正勝君) お答えいたします。平成六年の十一月十六日、当時の第一空挺団普通科群長の秀島一佐が東富士演習場内において部外者二名を見学させた際、そのうちの一名

が携行していたライフル銃を借り受け射撃を実施

した事案に関して、本年一月中旬、部外から処分に疑義があるのでとの問い合わせがあり、直ちに調査に着手いたしました。その結果、処分を含め当時の本事案の処理が不適切であつたと判断し、本年一月二十日、処分等当時の検討の経緯等を改めて徹底的に調査するよう防衛庁長官から

陸上幕僚長に指示を行いました。防衛庁長官から陸上幕僚長への指示を受けまして、自衛隊において、陸上自衛隊警務隊等によって捜査を実施してきましたところ、新たに平成六年十一月十六日ごろ東富士演習場の射場において小銃を違法に射撃したというふうなことが判明しました次第でございます。

○橋本教君 新たにわかつたと言いますけれども、そこには重大な疑惑がありますね。例えば、そのときにライフル銃を撃つたというその事実でも報告書を陸幕長にも上げ、訓戒処分にしたところが、そのときに小銃発射事件は報告されていなかつた、これは事実ですね。端的に言つてください。

○政府参考人(新貝正勝君) 当時は、これは獵銃射撃事案ということで処理をされておるところでござります。○橋本教君 私が指摘したとおりでしよう。報告されていないと。

○橋本教君 獵銃射撃事件だということで処理をしたということがあります。

○橋本教君 私が指摘したとおりでしよう。報告されていないと。

○橋本教君 獵銃射撃事件だということで処理をしたということがあります。

○橋本教君 私が指摘したとおりでしよう。報告されていないと。

○橋本教君 私が指摘したとおりでしよう。報告

による背景調査及び過去の自衛隊との関係からして民間人自身から事案が表面化する恐れはないものと推測される。」こういった報告書を上げて、そして部内の厳正な規律を取り締まるんではなくて訓戒という处分で済ませてしまった、こういう経過がある。

これは朝日新聞でも報道されておりますが、こういうような報告書が出されておったという事実は、私の手元にこの報告書のコピーがありますが、間違ありませんね。

○政府参考人(新貝正勝君) 今、委員御指摘のような内部文書があるということは国会等でも御返答、御返事いたしていらっしゃるところでございます。

○橋本教君 その結果、本来、ライフル銃発射という事案はこれはまさに銃刀法違反の行為ですから刑事処罰にすべき事案ですよ。警務隊が捜査をして検察院に送らなきやならぬ。この罰則は五年以下の懲役または罰金ですから。ところが、これはそういう扱いをしたために、公訴時効五年で既に時効が成立した。まさに犯人を隠して時効を成立させて刑事責任を追及できないようにしたのは自衛隊なんですよ、いいですか。そういうことをやっておることは許せないじやありませんか。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘の事件は、現在、静岡地方検察庁沼津支部において平成十二年三月十四日に送致を受けて捜査中でござりますが、その罪名は銃砲刀剣類所持等取締法違反帮助被疑事件でございます。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘の事件は、現在、静岡地方検察庁沼津支部において平成十二年三月十四日に送致を受けて捜査中でござりますが、その罪名は銃砲刀剣類所持等取締法違反帮助被疑事件でございます。

○政府参考人(新貝正勝君) 獵銃の射撃事案について、陸上自衛隊でこの報告について一体どういうのは明白に規則違反で、「群の規律及び健全性の保持」という点で重大な問題である」と。ところが、「この事案が外部に漏れ自衛隊の威信失墜となることを懸念していたが、発生から一ヶ月以上事案が判明した現在」一ヵ月以上たつて事

件第一空挺団普通科群長である秀島一等陸佐は、平成六年十一月十六日ごろ陸上自衛隊東富士演習場内において、民間人三名に対し法定の除外事由がないのに自衛隊所有の武器である小銃一丁を順次貸し付け、さらに同小銃に適合する実包約四百発を

順次弾倉に入れた状態で譲り渡し、もつて同人らが同小銃とこれに適合する実包とともに射撃のため携帯して所持することを容易にして、これを帮助したこと

助したというものでございます。

○橋本教君 これらの行為はもちろん銃砲刀剣法違反罪ということで検察庁は厳正に捜査を今やっていると思いますが、四月三日が勾留満期だと遂げることはこれは間違ありませんね。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のとおり、検察当局におきましては必要な捜査を尽くし、事案の実態に即した処理を行うものと考えております。

○橋本教君 ところが、新聞等の報道によつても、陸上自衛隊の東部方面警務隊はこの事件を実は把握していた、そしてこれを把握していたけれども、これは上部の方でどこかで消されたのではないかと聞いておりますから、この事件についても厳重にやらなきやならぬのに事件の報告すらしていない。報告すらしていないということは、防衛庁、

○政府参考人(新貝正勝君) 獵銃の射撃事案につきましては、獵銃射撃事案が発生当時防衛庁長官に報告されなかつたということは事実でございます。それから、陸幕及び部隊における処分等の検討経緯、また小銃違法事案事件が発生当時報告されなかつた理由等につきましては、現在その調査を行つておるところでございます。

○橋本教君 報告されなかつた理由は今調査中だ

とおっしゃつたから、報告されなかつた事実はなかったということは間違いないですね。

○政府参考人(新貝正勝君) 獵銃射撃事案、それから現在の小銃射撃事案、ともに当時報告されておりません。

それで、小銃射撃事案については、今回、防衛

府長官が徹底的な調査を命じた結果、そのことが判明したわけでございます。

て、行政の経験を有する人がそういう行政に関係するような事件をするからといって常に行政の味方をする。そういうものではないというふうに思つております。

○福島瑞穂君 全く納得できないんですね。現代のよろんな行政国家では、行政権のチェックが裁判所の大きな役割であるというのは教科書などに書いてあります。行政権のチェックをすべき裁判所が行政と一体になつているかのよろんな様子を呈している。

平成十一年十月一日段階で行政に出向している裁判官は百四十三人です。裁判所は非常に規模が小さいですから、地裁、高裁、最高裁で裁判官の数は約二千人、そのうち、定員には入りませんが、百四十三人の裁判官が出向している。数の大きさからいって非常に多くの裁判官が行政に出向している点についてはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 出向先の内訳などにつきましてもこの委員会等におきまして申し上げていると思いますが、出向している先もいろいろとござります。理由もいろいろございまます、一つには、各省庁で裁判の経験がある法律家が担当するにふさわしい仕事がありまして、そういうところへ裁判官が来て仕事をしてくれないかという要望があるわけござります。あるいは、若い裁判官などで、例えば外務省へ行きました、外交官、アタッショになって、そういう仕事をおるものございます。

こういうものは裁判官が非常に幅広い経験を積んで識見を高める、広い視野を持つということで、出向している間は実質の裁判の仕事をしておりますけれども、しかし、それは帰つてしまりますなれば、そういう広い視野を持った裁判官として帰つてくれるわけでござりますので、これは全体として長い目で見れば非常に裁判所にとつていいことであるというふうに思つております。

○福島瑞穂君 識見を持つことが必要であれば、裁判官システムをやめて、弁護士

やジャーナリストや学者などから判事を、広いいろんな経験のある人から判事を採用するというふうにすればいいじやないですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 司法一元化制度の是非というふうな問題につきましては、たゞいま司法制度改革審議会で議論をしているところでございます。

これはこれで一つの大きな問題でござりますが、今私が申し上げておるのは、現在、現実問題としてはキャリアの裁判官が大部分でござります。こういう方々にどういうふうな経験を積んでいただいて広い視野を持っていただかかという見地から物を考えますときには、今申し上げておりますような行政庁でさまざまな経験を積むといふことも有益である、こういうふうに思つているわけございます。

○福島瑞穂君 最近は、短期間民間企業に行つているものもあると思うんですが、全くお答えになつてないと思うんですね。つまり、キャリア裁判官システムの問題点、今おっしゃったようにキャリアとして採用される裁判官の識見を高めるためには非常に行政偏重に、行政にのみと言つては大げさかもしませんが、民間企業は最近ちょっと出ておりますが、行政にのみ出向を百四十三人してゐる。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁でも戒告処分は有効になりました。ですから、普普通のいろんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないと申しますが、それがいつまでても、それがいつまでても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ加担させられてしまうと、そんな汚いことをやらせていいのか、お答えください。

○福島瑞穂君 行政へ出向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上げたとおりで、私は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、私から見ると、そんな汚いことをやらせていいのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやつて行政が勝つかということに關して知恵を絞り、書面をつくり、頑張るわけです。その裁判官が裁判所に戻る。

また、ひどいと思うのは、清算事業団、国労の問題がありますけれども、清算事業団は法的に弱いから裁判官を呼んだわけです。裁判官、来てく

れ、頼むと。裁判官は清算事業団で、どうやつたら裁判所で国労側が負け、清算事業団、国が勝つかということの理論を一生懸命考えるわけです。その結果、労働委員会で全部勝つっていた国労の事

件は、裁判所に行つて負けました、千四十三人のケースに関して。もちろん、同一の裁判官は裁判をしませんけれども、清算事業団に出向し、清算事業団の法規担当をやつた裁判官は裁判所に戻るわけです、東京地裁に。同僚の裁判官たちがそこで、じゃ勝たせるかというふうに思います。裁判所の有能な頭脳や人材をなぜ行政にのみ加担させられてしまうかと、そんな汚いことをやらせていいのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出

向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上

げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

おります。例えば、法務省の民事局に出向している裁判官は民事の基本法令の立案等の事務に携わっております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういう法律の立案に携わっているかというふうなことは出向先

での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であります。しかし、かつそのものとの役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいというふうにも言われているというふうに聞いております。

例えば、外政審議室に出向した裁判官がPKO

法案を外務省と一緒につくったというふうにも聞

っております。そうしますと、議員立法が少ないといふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁判所でも戒告処分は有効になりました。ですから、普普通のいろんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないと申しますが、それがいつまでても、それがいつまでても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出

向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上

げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやつて行政が勝つかということに關して知恵を絞り、書面をつくり、頑張るわけです。その裁判官が裁判所に戻る。

また、ひどいと思うのは、清算事業団、国労の問題がありますけれども、清算事業団は法的に弱いから裁判官を呼んだわけです。裁判官、来てく

れ、頼むと。裁判官は清算事業団で、どうやつたら裁判所で国労側が負け、清算事業団、国が勝つかと

いふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういう法律の立案に携わっているかというふうなことは出向先

での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であります。しかし、かつそのものとの役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

例えば、外政審議室に出向した裁判官がPKO

法案を外務省と一緒につくったというふうにも聞

っております。そうしますと、議員立法が少ないといふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁判所でも戒告処分は有効になりました。ですから、普普通のいろんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないと申しますが、それがいつまでても、それがいつまでても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出

向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上

げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやつて行政が勝つかと

いふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういう法律の立案に携わっているかというふうなことは出向先

での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であります。しかし、かつそのものとの役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

例えば、外政審議室に出向した裁判官がPKO

法案を外務省と一緒につくったというふうにも聞

ております。そうしますと、議員立法が少ないといふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁判所でも戒告処分は有効になりました。ですから、普普通のいろんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないと申しますが、それがいつまでても、それがいつまでても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出

向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上

げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやつて行政が勝つかと

いふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういう法律の立案に携わっているかというふうなことは出向先

での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であります。しかし、かつそのものとの役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

例えば、外政審議室に出向した裁判官がPKO

法案を外務省と一緒につくったというふうにも聞

ております。そうしますと、議員立法が少ないといふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁判所でも戒告処分は有効になりました。ですから、普普通のいろんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないと申しますが、それがいつまでても、それがいつまでても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出

向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上

げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやつて行政が勝つかと

いふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういう法律の立案に携わっているかというふうなことは出向先

での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であります。しかし、かつそのものとの役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

例えば、外政審議室に出向した裁判官がPKO

法案を外務省と一緒につくったというふうにも聞

ております。そうしますと、議員立法が少ないといふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁判所でも戒告処分は有効になりました。ですから、普普通のいろんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないと申しますが、それがいつまでても、それがいつまでても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出

向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上

げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやつて行政が勝つかと

いふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういう法律の立案に携わっているかというふうなことは出向先

での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であります。しかし、かつそのものとの役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

例えば、外政審議室に出向した裁判官がPKO

法案を外務省と一緒につくったというふうにも聞

ております。そうしますと、議員立法が少ないといふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁判所でも戒告処分は有効になりました。ですから、普普通のいろんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないと申しますが、それがいつまでても、それがいつまでても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出

向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上

げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやつて行政が勝つかと

いふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういう法律の立案に携わっているかというふうなことは出向先

での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であります。しかし、かつそのものとの役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

例えば、外政審議室に出向した裁判官がPKO

法案を外務省と一緒につくったというふうにも聞

ております。そうしますと、議員立法が少ないといふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁判所でも戒告処分は有効になりました。ですから、普普通のいろんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないと申しますが、それがいつまでても、それがいつまでても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出

向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上

げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやつて行政が勝つかと

いふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういう法律の立案に携わっているかというふうなことは出向先

での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であります。しかし、かつそのものとの役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

例えば、外政審議室に出向した裁判官がPKO

法案を外務省と一緒につくったというふうにも聞

ております。そうしますと、議員立法が少ないといふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁判所でも戒告処分は有効になりました。ですから、普普通のいろんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないと申しますが、それがいつまでても、それがいつまでても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出

向して仕事をすることの意義は、先ほど申し上

げていることでござりますが、それ以外のことにつきましても、委員会御指摘になりましたようになりますが、行政にのみ出向を百四十三人しておられるのか、お答えください。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることがありますか。いるとすれば、どのような法律に関係していますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政厅に

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやつて行政が勝つかと

いふことは、立法院でも、立法もやめに非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ているというふうに聞いております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういう法律の立案に携わっているかというふうなことは出向先

での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であります。しかし、かつそのものとの役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいというふうにも言われ

ございますが、裁判制度を含めました司法制度あるいは民事、刑事の基本立法、これを所管しておられます。したがいまして、現場の経験のある裁判官がそうした基本的な法令の立案に参画していた事をしていただけたということは、それなりの意義があるというふうに私たちを考えております。

○福島瑞穂君 檢察官以外の人で法務省で次官になつた人はいますか。法務省の一般職で官房長になつた人はありますか。

○政府参考人(但木敬一君) まず、事務次官でございますが、これはないと思います。それから、官房長ですが、これもないと思います。

○福島瑞穂君 法務省の一般職で一番出世をしている人はどのポストまで行っていますか。

○政府参考人(但木敬一君) 現在、本省課長以上で検事の者が四十名ございます。それに対しまして、事務官から本省課長以上になつてている者は十五名おります。その中には、いわゆる官房審議官クラス等を含んでおります。

○福島瑞穂君 法務省は非常に奇妙な役所のような気がします。というのは、民事の部分については優秀な裁判官を裁判所から引張つてきて外人部隊をフルに活用していく、そして刑事の部分では検察官が上の方を占めていて、いわゆるかつての国家上級あるいは一種に合格して一般職で入った事務職の人たちは例えは次官や官房長になれない。つまり、今の法務省は、民事の方に目を転ずれば裁判所の裁判官が頑張つていて、刑事の方を見ると検察官が頑張つていて。これは法務省の姿として私はやっぱりおかしいと思います。外人部隊が民事局で頑張るというのもおかしいです。

但木官房長は今まで衆議院でも答弁されていましたけれども、私は、法務省はなぜ独りつてしましますけれども、私は、法務省はなぜ独自の職員の育成をしないのか、裁判官を引っ張つてこないで済む、それは先ほど言つたように三権

分立の点から問題があるわけですから、法務省は事務職の人の育成をぜひやってほしい。国会に来て思っているのは、調査室や法制局、極めて優秀な若い人たちがいっぱいいます。法律家でなくとも法律家以上に非常に優秀な人たちがたくさんいます。

今すぐ、例えば半年後に判檢交流をやめるといふのが難しければ五年後ではなくなるように、今から法務省は人材育成を始めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○政府参考人(但木敬一君) いろいろな問題を含んだ御質問でありまして、幾つかに整理されると思います。

一つは、裁判官が法務省に来て検事として活躍することの当否の問題。

これは基本的には法律家、これは委員もそうで、言うまでもなくその価値は何物にも拘束されず法律と独立した法律家としての良心、この二つだけを持つ仕事をするというのが法律家の価値であるというふうに思つております。それで、法律と独立した法律家としては、そういう意味であります。

○政府参考人(但木敬一君) 価値であるというふうに思つております。ただ、今は附帯決議をつけておりまして、そういう意味では、弁護士であろうと裁判官であろうと検事であろうと、あるいは時によつては学者であろうと、法曹がそういうところでそういうマイ

ンドを持つて活躍する場と、そういうのはいろいろ与えられるべきであろうと思ひます。法曹一元という思想の中にはそうした法律家の特性に応じた考え方があるよう思います。

この問題につきましては、現在、司法制度改革審議会が開かれておりまして、今後一体、裁判官、検察官、弁護士あるいは学者も含めたそうした法曹のお互いの交流というのはどうあるべきかという根本問題ですので、そこで御論議いただけるものというふうに思つております。

もう一つの御質問の中身は、法務省において一般的職員を育成すべきではないかと、これはまた別の問題だと思います。そこで御論議いただけるもの

えてきております。今後、そうした一般職の中で有能な人たちを本当に適材適所というのを口だけではなくこれから考えていくべき時期に来ていい

大臣のお立場が、当事者というとちょっとおかしいですが、元秘書との関係でいわゆる政治家としての立場が一つあるということと、それからこの問題は当然告発されて検察の問題になつてゐるわけですが、検察の最高指揮官としての立場と二つあるうと思いますが、先般の委員会ではどうも検察の立場というものに配慮をされたのではないかと思いますが、私が理解しているところでは、

○平野貞夫君 議題となつております裁判所定員改正案、これで、判事補が七十人それから裁判官以外の職員が十六人増員されることになるわけですが、昨年の三月三十日に当委員会で同改正案に附帯決議をつけておりまして、その附帯決議には大幅に増員すべしと、こういう内容があつたわけでございます。

この数が大幅かどうかということについてはいろいろ判断があると思いますが、一定の評価をしたいと思います。自由党としては、そういう意味で賛成でございます。

ただ、今回は附帯決議はございませんでしたが昨年の附帯決議は生きているというふうに理解しております。さらなる努力、そして数も大変大事なことでございますが、資質の向上、こういうものにも法務大臣、最高裁判所、努力するよう要請しております。答弁は要りません。

私は、前々回から、一昨年十月に牛久市で発生した岡崎少年事件の問題を取り上げておりましたが、その問題を取り上げる前に法務大臣にちよつと確認しておきたいことがあります。

実は、先般の委員会で大臣の元秘書の証人喚問要求が出て、理事懇がこれが協議され、私は、委員長がこれは議論せずといふことでおもふべきかというとお答えできる機会を与えていただきまして、ついて政治家としての御決意をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(白井日出男君) こうした場ではつきりお答えできる機会を与えていただきまして、ありがとうございます。答弁は要りません。

私は、前々回から、一昨年十月に牛久市で発生した岡崎少年事件の問題を取り上げておりましたが、その問題を取り上げる前に法務大臣にちよつと確認しておきたいことがあります。

私は、前々回から、一昨年十月に牛久市で発生

て、この際、確認をしておきたいと思います。

大臣のお立場が、当事者というとちょっとおかしいですが、元秘書との関係でいわゆる政治家としての立場が一つあるということと、それからこの問題は当然告発されて検察の問題になつているわけですが、検察の最高指揮官としての立場と二つあるうと思いますが、先般の委員会ではどうも検察の立場というものに配慮をされたのではない

かと思いますが、私が理解しているところでは、検察の立場を見守りたいというスタンスの御回答があつたと、したがつてそれが我々理事懇等で証人喚問問題を適切に処理できない一つの原因に思つております。

○福島瑞穂君 わかりました。

以上です。ありがとうございました。

そこで、ひとつ政治家の立場ということで御関係はどうであつたか。私も、二十年千葉県に住んでいまして、大臣のお父さんの時代からよく承知しておりますが、大臣が、若手の監督責任はあつたとしても、こういうことで不正をなさる方ではないと私は信じておるんです。そこら辺のことについてお答えできる機会を与えていただきまして、なつてゐると思います。

そこで、ひとつ政治家の立場ということで御関係はどうであつたか。私も、二十年千葉県に住んでいまして、大臣のお父さんの時代からよく承知しておりますが、大臣が、若手の監督責任はあつたとしても、こういうことで不正をなさる方ではないと私は信じておるんです。そこら辺のことについてお答えできる機会を与えていただきまして、なつてゐると思います。

私は自身は、だだいま問題になつております脱税コンサルタントとは全く面識がございません。したがいまして、政治献金を受けたこともございませんし、残念ながらバーティー券については実は確実に確認する方法はございませんが、しかし私は買つていただいていない、こういうふうに確信をいたしております。

そして、私の元秘書をめぐる問題につきましても、秘書から今回この件について相談を受けたりしたこともございませんし、仲介をしたこともございませんし、また秘書が受けたとされるものの中から金品を受け取つたということもございません。

したがいまして、先般来申し上げておりますとおり、私自身のことにつきまして検察当局の捜査

の公正さが疑われるおそれを作生することはないと

いうことを申し上げておきます。

○平野貞夫君 わかりました。

以上のような御答弁を参考にして、これから理

事態で我々も対応していきますが、委員長に要望

しておきますが、なるべく早くこの問題を処理す

るよう必要といたします。

さて、短い時間ではございますが、岡崎少年事

件のことについて最高裁判所に若干の確認をした

いと思います。

昨年八月、土浦の家裁文部の判決を御両親は問題としまして、特に家裁が選任した方によつて行われた鑑定が真実を曲げたんじゃないか、こういふことでことしの三月に三つの民事損害賠償請求を提訴しております。

これは、両親にとりましては真相の解明、真実を知ることが目的でございます。その提訴の裁判の中の一つに、岡崎少年の遺体のある部分が、重要な部分が保存されておりますのでこれを改めて鑑定するように、こういふ要請を提訴でしてあるから、どういふ目的でござります。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 民事事件実認定をして適正な判断をするということのためには、学識経験を有する専門家の見解を活用すると、このためには鑑定が行われているといふうに承知しております。

○平野貞夫君 正しいことを知る、真実を知るためには鑑定を行う、こういふことでござりますね。

鑑定を行う際に、私は法曹の素人でございます

から教えていただきたいのですが、弁護側の要請で鑑定する場合、あるいは提訴した側の要請で鑑定する場合、いろいろあると思いますが、決定す

るのはどこ、あるいはそれが決定するんですか、鑑定するということを。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 鑑定を探用いたしますのは、事件を担当する裁判所でござります。

○平野貞夫君 裁判所といいますと機関ですね。

そうすると、裁判官が会議を開いて決める、こういふことでござります。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 判断をいたしますのは、裁判官でございまして、単独で事件を処理する場合にはその裁判官、合議体で事件を処理する場合、その合議体が決定するということを

いたします。

○平野貞夫君 真実を確認するため、真相を解明するためには鑑定が行われる、その鑑定を行うのは

裁判官あるいは裁判官の会議だ、こういふことな

んですが、鑑定の必要性を促す動機みたいなもの、これはどんなものなんですか。私、素人でござい

ますから、ちょっとわかりやすく説明していただ

きたいんです。

そこで、この岡崎少年事件の場合に、弁護士さ

んを始め遺族、そしてそういう方々の要請を受け

てここで私は質問しているわけでござりますが、

そういう中で、土浦家裁のやつた、選任した鑑定

は極めて重要な問題があつて、この問題を追跡し

ていきましたと、岡崎少年事件の問題だけではなくて、裁判あるいは司法あるいは警察の鑑定のあり方そのもの、ひいては日本のそういう司法制度

の根っこにかかるような、信頼性にかかるよう

な問題があるというふうに私は確信して今取り

上げておるわけでござります。十分足らずの時間

で十分なことを言い切れませんが、改めてまた機

会があつたらお尋ねしたいと思います。

改めて鑑定をするという場所は東京地裁でござ

いましたように、鑑定で果たして真実が証明でき

るかどうかという問題があると思います。特に、

岡崎少年事件の場合にはそれが大変重要な問題になつておるわけです。個別のことを余りここで最

も個別のことを見及しておるわけなんです。

○平野貞夫君 正しいことを知る、真実を知るためには鑑定を行う、こういふことでござりますね。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 具体的な事例は把握してございません。

○平野貞夫君 理論的にはできますか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 民事事件の処理において必要であるというふうに判断され

る場合につきましては、民事事件において鑑定が行われた場合であつても、民事事件において改め

て鑑定が採用されるということは理論的にはあり得るところでござります。

○平野貞夫君 理論的にあり得るということは、要するに当該裁判所が、真実、正義を確立するため、このことについては鑑定が必要だという判断が必要だと思います。

そこで、このことについては鑑定が必要だという判断が必要だと思います。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 一般的な申しあげますと、鑑定の必要性につきましては、事案の内容、性質、当事者の主張、証拠などを総合的に勘案して判断するわけでござりますが、いわゆる学識経験を有する者の知見を必要とする、そういう人たちに判断をしていただいた方が事件の処理に適切ではないかという場合に鑑定が採用されるというふうに考えております。

○平野貞夫君 先ほども魚住先生から質問がございましたように、鑑定で果たして真実が証明できれば司法の信頼性を失つ重要な問題だという問題提起をこの国会の場でもしますし、それから国民的なものとしていきたいと思つております。

改めて鑑定をするという場所は東京地裁でござ

いました。そして鑑定する材料も残つております。

それから、私たちの判断ではこれは鑑定しなけれ

ば司法の信頼性を失つ重要な問題だという問題提

起をこの国会の場でもしますし、それから国民的

なものとしていきたいと思つております。

率直に言いまして、刑事案件の判決について国

会でああだこうだとということを言うということ

は、これは適当なことじやないんです、本当は。

しかし、あえてそれを言わざるを得ないということ

のわざりにくさが生じていると思いますが、専任

の簡裁判事六百四十八人というのは、他の官職を

兼任していない人、純粹の簡裁判事でござります。

いたければあります。

○国務大臣(白井日出男君) 大変恩縮でございま

すが、個別の問題についてはお答えできないわけ

でございますが、私ども検察といたしましては、

警察が捜査を尽くして送致した少年事件につきま

る場合につきましては、民事事件において鑑定が

行われた場合であつても、民事事件において改め

て鑑定が採用されるということは理論的にはあり得るところでござります。

○平野貞夫君 判断をいたします。

○中村教夫君 簡易裁判所についてお尋ねいたし

ます。最高裁、お願ひします。

裁判所職員定員法によりますと、簡易裁判所判

事というのは七百九十四人と定まつてゐるわけ

ですね。法務委員会の調査室の資料によると、

現在の人数が七百六十人。ところが、最高裁の報

告書では六百四十八人といふくなつています。

明らかに数字が違つてますが、この数字のず

れは何なのかということをお尋ねしたいんです。

それからもう一つは、これも法務委員会の調査

室の資料ですけれども、地裁の判事及び判事補で

簡易裁判所の判事を兼任しているのが判事が五百

二十人、判事補が三百五十七人、合計で八百七

七人いるんですね。この人たちは一体何なのか。

臨時応援団というもののなか。要するに、それは

簡裁の判事が足りないということなのかといふこと

ともお聞きしたいんです。

それから、兼任者の一部が簡裁判事の定員の中

に含まれているのか。どうしてもこの数字が合わ

ないんですよ。含まれているとすれば、いない人

との繋引きはどうなつてゐるのか、そのことにつ

いてお聞きしたいんです。

○最高裁判所長官代理者(金篠誠志君) お答えい

ます。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 国民から使いやすい簡易裁判所のあり方、このような観点から、今後とも検討は進めてまいりたいと思っております。

○中村教夫君 余りふやしたくないような印象しか受けない言葉なんですね。

次の質問なんですか? 最高裁判所事務局規則というものがありますね。それによりますと、事務総局の各役職は、裁判官事務官、場合によつては裁判官をもつて充てる、こうなつているわけです。

また、司法行政上の職務に関する規則というのもあります。ここでは、「司法行政に関する事項の審議立案その他司法行政上の事務を掌る職のうち、最高裁判所において指定するものは、判事又は判事補をもつてあつて」、こういうふうになっています。

こここの「最高裁判所において指定する」という意味なんですか? これはどうしても判事、判事補でなければならない、事務総局の中で例外的な部分であるというふうに当然読み取れるわけですね。

ところが実際は、事務総局の事務次長、全局長、二十九の課長のうち、二十二を裁判官が占めておるわけです。このほかにも多くの裁判官が局付として事務総局にいるわけです。これだけの数の裁判官が裁判もしないで長期間事務をやつているという必然性は到底考えられないんですね。

これらの人々を最高裁が指定する、その指定の根拠というのは一体何になつてゐるんですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) お答えいたします。

裁判所の司法行政事務の中には、裁判に密接に関係する事務がござります。裁判官人事もそうでござりますし、裁判所の施設等もやはり裁判事務と非常に密接な關係がござります。それから、最高裁判所規則の立案等、非常に法律知識が必要とするという仕事も最高裁の事務総局の中には少な

くないでございます。

こういう事務につきまして裁判官の資格、経験を有する人が企画立案等の事務に当たるといふことで初めて司法行政事務が円滑にいく、そういう根拠から、司法行政の重要な企画立案等をつかさどる職には裁判官を充てる、こうなつてなつてあるわけでございます。

○中村教夫君 漠然としたお話をなんですね。

二十九人の課長のうち、二十二人裁判官がやらないきやいけないかどうか、何で施設なんかを裁判官がやらなきやいけないのか、非常に疑問なんですよ。ですから、この二十二の課長さんたちは、具体的にどんなことをやつてあるのかということを情報公開していただきたいと思うんです。

それから、これは最高裁ばかりじやなくて全国八ヵ所の高等裁判所事務局長にも裁判官が充てられているわけですね。高裁の事務局長が裁判官でなきやならないという理由と、これは大体地方の方ですから、一体どんな仕事をしているのか、簡単にお話いただきたいんです。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 高等裁判所の事務局は、やはりそれはそれで裁判に關係する事務を取り扱つております。

特に、事務局長の場合、裁判官の人事につきましては、高等裁判所長官の命を受けまして、いろいろ管内の実情を調査したり最高裁判所や管内の所長との連絡調整に当たつたり管内裁判官の配置の調整に当たるというふうなことがございまして、やはり裁判官の経験がある人でないと困るという面があるわけでございます。

○中村教夫君 今のお答え程度の仕事だつたら、別に裁判官の経験がなくても十分できるような感覚がありますので、その辺のところも、具体的にどんな仕事をしているのか、情報公開をしていただきたい。

八日の参議院法務委員会で、裁判官の号俸別在職状況、つまり給与の各級別の定数についての質問だきました。

これは最後の質問でれども、平成十年十月

けです。その理由は、裁判官に無用の影響を与えるといけないという妙なものであったわけなんですね。

この年俸に何人いるのかというのを公開するのを予算検討上不可欠のことだと思つんですね。しかも、個人名が特定できる資料ではありませんか?

○中村教夫君 なかなかの年俸に何人いるのかといふことを公表するのを予算検討上不可欠のことだと思つんですね。しかも、個人名が特定できる資料ではありませんか?

○中村教夫君 なかなかの年俸に何人いるのかといふことを公表するのを予算検討上不可欠のことだと思つんですね。しかも、個人名が特定できる資料ではありませんか?

○委員長(風間紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
午後四時に再開することとし、休憩いたします。
○委員長(風間紀君) 午後零時十二分休憩

○委員長(風間紀君) ただいまから法務委員会を開催いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお詰めいたします。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に証券取引等監視委員会事務局長松橋晴雄君及び大蔵大臣官房審議官木村幸俊君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取ることに御異議ございませんか。

○委員長(風間紀君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(風間紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(風間紀君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(風間紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(風間紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(風間紀君) 株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(太田誠一君) ただいま議題となりました株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十年三月三十日に株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律が公布施行されたことにより、平成十二年三月三十一日を期限として、公開会社は、資本の欠損に備えるための法定準備金を超える資本準備金を財源として自己株式の取得・消却ができる特例措置が認められました。

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

にかんがみ、なおこの特例措置を維持するため、公開会社について、資本準備金をもつてする自己株式の消却を行うことができる期間を二年間延長し、平成十四年三月三十一日までとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上が本法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(風間紀君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

今、概略御説明いただきましたけれども、この制度の目的とするところをもう少し平たく御説明いただくようお願ひいたします。

○衆議院議員(太田誠一君) 自己株式の消却は、それによつて株主資本利益率のような株主にとっての有利さを示す指標の改善による投資対象としての株式の魅力の向上、株式の需給のタイト化に資するものとして、株式の持ち合い解消の受け皿ともなるわけでありまして、株式市場の活性化に大きな役割を果たすものであります。

また、経済構造の観点からいいますと、従来は企業の成長ということが重視されておりましたがれども、それのみならず、近時においては財務の内容というようなことが重視されるようになつてまいりました。財務内容を重視するという観点からも、この自社株、自己株式の取得というのは有用な手段になるわけでございます。

また、成熟した産業でもつて十分に資金があるというところに資金が固定をされたままでいるということよりも、成熟した産業、企業から投資家の方に一たんお金が戻って、そして投資家はむしろ新しいベンチャービジネスのようなどころに投資ができるように資金の最適配分に資することに投

なるであろうことがあるわけでございま

す。

なお、近年のことにつき申しあげれば、バブルの時期に大量のエクイティーファイナンス、いわゆる株式の時価発行などがなされ、その時価発行がなされたものが資本準備金としてそういう企業の手元に滞留をしておるわけでございまして、一方では資金はそういった企業の手元に滞留しておつて、一方で株式市場では大量の株式発行がなされたわけでありますから、株式の過剰状態が続いているわけでございます。これを何とかしようということで、このような企業内にある資本準備金を財源として市場に過剰状態になつております株式を引き揚げる、そして消却するということを認める所といたしたわけでございます。

○小川敏夫君 それで、実際にこの法が適用され大体この二年間で、実際に消却を実施した実施状況といいますか、こちら辺は把握できていますでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) この二年間について申し上げれば、おととしの九八年度においては二千二百五十九億の自己株式消却が行われております。昨年度については一千四百六十八億となつておられます。そしてまた、それを実施した会社の数でありますけれども、おととしが百十六社、そして昨年は八十社でございます。

いずれも、これは全体の三割弱といふことになつております。という意味で、これは自社株取扱・消却の中的な手段になつておる、その資本準備金を使う株式消却の割合といふものが中心になつております。今持つておる株は資本の損失もあっておると、いうことが言えようかと思ひます。

○小川敏夫君 この制度の目的として、例えば持ち合い解消で出た株を吸収する役割もあるという

ようなことでしたが、現下の株式市場の情勢は大分持ち合い解消の売りもこなして、幸いにして順調に株価もある程度回復しているよう思ひますが、おさらにはまた二年間これを延長するといふような必要性についてはどのような状況でございましょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 現状はどうかと申しますと、去年にこれだけじやなくて自社株の取得・消却をやつた会社が全部で三百社、おととしが四百社でございます。その前三年前であれば數十社しかなかつたわけでございまして、この二年間で飛躍的に自社株消却をする会社があつたと

いうことでございます。

そして、経営者の方がどういうときには自社株取得を決断するかといいますと、一つはやっぱり安定した状態でなければやらない、それからいわゆる配当財源があるという、中間配当財源のときにはできませんので、業績がある程度よくなればいけない、将来に対してもそういう見通しが立てなければならぬといふことでございます。だから、単に資本準備金が十分な巨額の資金が積み上がりついたからといって直ちに決断するものではないわけでございますので、この二年間の間にやはりと思つたけれども実行をまだしていないうちに飛躍的に自社株消却をする会社があつたと

いうところはたくさんあるわけでございます。それは、経営者がどういう見通しが立てられないで、保有しておる株主にとっては利益がある。それから、売つてしまつた株主、そのときに自社株を買うということに対して応じた株主にとつては、それは売つたのだから売らないよりはハッピーになつておるということでございます。

○小川敏夫君 何かお話を聞いているといふことはなく、この自社株を取得するという動機があるのは来年の春に向けて強くあるであろうということがもう一つ予測されるのは、新しい会計基準が導入されて、来年の三月期の決算にはその新会計基準で決算がなされることになりますが、それを目指して株式の、保有している株式は時価評価に変わるわけでございます。時価評価に変わることになれば、今持つておる株は資本の損失もあらわすわけですが、早日に処分をして清算に備えるということが起るであろう。持ち合い株式というのは大体そういうものでございまして、持ち合い株式の持ち合い解消というの

は考へられているのかどうか、その点についてお聞かせください。

○衆議院議員(太田誠一君) この法律でもつてどういうことが起きるかといふと、資本準備金に

よつて自己株式の消却を行うことによりまして発行済み株式総数が減少するわけでありますので、なお持ち続けておる株主にとっては一株当たりの

価値が高くなる。特にROEといいますか、株主の不利益が及んだりしないか。例えば株を購入するためには会社の資金が流出するわけですが、そういったことも含めて、株主に対する利益、不利益の取り扱い、特に不利益がないようにこの法案で

は考へられているのかどうか、その点についてお聞かせください。

○衆議院議員(太田誠一君) この法律でもつてどういうことが起きるかといふと、資本準備金に

よつて自己株式の消却を行うことによりまして発行済み株式総数が減少するわけでありますので、

なお持ち続けておる株主にとっては一株当たりの

価値が高くなる。特にROEといいますか、株主の不利益が及んだりしないか。例えば株を購入するためには会社の資金が流出するわけですが、そういったことも含めて、株主に対する利益、不利益の取り扱い、特に不利益がないようにこの法案で

は考へられているのかどうか、その点についてお

聞かせください。

○衆議院議員(太田誠一君) この法律でもつてどういうことが起きるかといふと、資本準備金に

よつて自己株式の消却を行うことによりまして発行済み株式総数が減少するわけでありますので、

なお持ち続けておる株主にとっては一株当たりの

価値が高くなる。特にROEといいますか、株主の不利益が及んだりしないか。例えば株を購入するためには会社の資金が流出するわけですが、そう

いったことも含めて、株主に対する利益、不利益の取り扱い、特に不利益がないようにこの法案で

は考へられているのかどうか、その点についてお

聞かせください。

○衆議院議員(太田誠一君) この法律でもつてどういうことが起きるかといふと、資本準備金に

これを催告するということにいたしております。債権者が異議を述べたときは、会社はその債権者に対し弁済、担保の提供、または財産の消却をしなければなりません。ただし、株式の消却をしてもその債権者を害するおそれがないときは弁済などをすることを要しないということになります。

○小川敏夫君 最後の質問で一つ確認いたしますが、この法が施行されている間に証券市場でマザーズという新しい市場ができるんですが、これはこの消却の規定、公開企業の中に入るんでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 東証マザーズも、これはもうスタートをしておりますので、これは上場会社というふうにみなされるわけでございます。だから、東証マザーズに上場する企業は当然ディスクロージャーを求められますし、有価証券報告書も出さなければなりません。そういたしまして、上場会社、公開会社たる要件を満たすことになりますので、当然これは東証マザーズの上場会社も本制度の対象になるということです。

○小川敏夫君 終わります。

○橋本敦君 きょうは提案者の諸先生、御苦労さまであります。

まず最初にお伺いしたいのは、この資本準備金による自己株消却という問題は、商法本来の会社による自己株消却という原則からいつて問題があるといふ指摘がなされたときで、それは緊急例外的、時限的措置とします。大まくふえていくということでござります。大きくふえていくということでござります。

○衆議院議員(太田誠一君) おつしやるのはそのとおりでございまして、時限立法として二年前に通していただいたわけでございます。

今時点でどうかということになりますと、先ほども答弁を申し上げましたように、まだ問題が終わっていない。特に、バブル期に発行した大量の

エクイティーファイナンスによって積み上がった資本準備金の額は三十五兆ぐらいに東証一部、二部だけでなっております。資本金が同じく三十五兆ぐらいでございますので、資本金の額と資本準備金の額が同額ぐらいになつておるという一つの情勢がございます。

それから、先ほど申しましたように、経営者が二年間のうちに決算ができなかつたということもありますので、引き続き要望が強いということです。

○橋本敦君 それでは、その実態に関してですが、小川委員からも質問があつたことに関連しますが、自己株式消却金額、九六年、九七年度に比べて九八年度以降はどういう趨勢になっているといふように理解されていらっしゃいますか。

○衆議院議員(太田誠一君) 自己株式の消却の金額は、九六年度においては二千六百二十八億、九七年度においては三千九百五十二億、九八年度に五十五億となつておりますので、九六、九七年度に比べて九八年、九九年度は大きく自己株式消却が行われているということでございます。

○橋本敦君 それに関連して、自己株式消却実施会社数はどういう傾向になつておりますか。

○衆議院議員(太田誠一君) 自己株式消却実施会社数は、九六年度においては十三社、九七年度においては六十九社、九八年度においては三百九十七社、九九年度においては二百七十八社でござります。大まくふえていくということでござります。

○橋本敦君 景気動向の態様からいくと、景気が厳しい中でこういう状況が進んできているというふうに私どもは説明されたと理解しておりますが、その点はいかがですか。

○衆議院議員(太田誠一君) おつしやるのはその通りでございまして、時限立法として二年前に通していただいたわけでございます。

今時点でどうかということになりますと、先ほども答弁を申し上げましたように、まだ問題が終わっていない。特に、バブル期に発行した大量の

うなるかということについて慎重に対処しなけれ

ばならないということですね。

商法四百十二条による債権者保護手続、これがあるわけですが、この問題については平成九年の合併制度の改正に際して緩和された規定でありますから、要するに債権者異議のための公告を官報によつて行う場合には知られたる債権者に対する各別の催告を要するけれども、しかし公告を官報のほかで日刊紙等に掲載するという手続をとつた場合には各別の催告は要しない、こうなることですね。そうなりますと、債権者保護手続が十分なのかどうかという点で私は問題があるのでないかと考えておきたいのですが、提案者としてはこの点はいかがお考えでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 資本準備金は、それが資本ではないわけであります。その性質は非常に近いということであります。言つてみれば資本の外堀に当たる部分でござります。したがつて、減資の場合とはやや違うという認識でござります。その意味で、株式消却の前後で資本の額に変動を生じない資本準備金をもつてする株式消却は、資本そのものを減少させてしまう資本減少に比較して債権者に与える影響は少ないであろうということでございます。だから、必ずしも減資手続と全く同様な債権者保護手続とは言えないのではないかということでおきります。そこで今言つたような手続になつておるわけであります。

○橋本敦君 その点は学界でもいろいろ議論があつて、出資の払い戻しの実質を有する事実上の減資だという見解があるわけで、そういう見解に立つと今の御説明だけでは納得できない部分があるように思つています。

例えば、早稲田大学の上村教授はジュリストの中では、資本準備金を使って株式を消却し、利益は使わなければ、一株当たりの利益、ROEですが、これは上がり、株価対策に貢献するというのがこの一つの意図である。それで、株主資本という分母を減らすことによるROEの上昇をねらう、こういう事実上の結果を伴うものですから、結局これは株主を重視し、株価対策だということでその実質は変わらないというように指摘をされておるんです。それとも、資本準備金がそれだけ手元に積み上がりでござりますので、例えば余分のお金が現金とか預金とかが市場に出た、その状態がノーマルとするのか。それとも、資本準備金がそれだけ手元に積み上がりでござります。例えば余分のお金が現金とか預金とかになつているということであれば、そして株の方は大量にあるということであれば、それは買い戻した状態がノーマルと見るのか。私などは、そういうことなら投資家の方に返す方が株式市場は正常な姿になるんだというふうに考えておりますので、そのことはおかしいことではない。ただし、インサイダー取引の可能性は常にありますので、そのことはおかしいことではない。ただ、必ずしも減資手続と全く同様な債権者保護手続とは言えないのではないかということでおきります。そこで今言つたように公表されてみんなが知るようになるまでは会社関係者は株を取得してはならないというようなことがござりますので、そういうインサイダーに対する手当はちゃんとしておかなくちゃいけないことがあります。○橋本敦君 私は、その次に今お話しの株価操縦

には出資の払い戻しに当たる事実上の減資だといふ説がございまして、私もそう思うですが、そういう面から見ると、債権者保護手続、これがどうなっていますけれども、実質的には株価対策ではないかということが言われているわけです。

いすれにしても、例えは平成十一年十一月一日の日経金融という新聞がございまして、こう言つています。「自社株買いは株主資本利益率や一株利益などの指標を改善する効果がある。店頭株市場が低迷していた昨年は、軟調な株価をテコ入れし、投資家にアピールする狙いなどから自社株買戻しが増えた。自社株買いは市場のテーマになり、主力株を中心には株価が上昇する銘柄も目立つた」、こう言つてゐるんです。

だから、私がさつき指摘したように、景気の低迷といふことの中で株価対策という実態がやつぱりこれは実態としてはあるということをこの日経金融でも示している、こう思つてゐるんです。

いただいた「自己株式消却実施の意義について」という提案者からの資料ですが、これによりますと、「自己株式消却は、自社株の株価に対する經營者のメッセージとなる」、こういう文言がござります。

これは、私が指摘するように株価対策ということをそれは正直に踏まえていらっしゃる、そういうことだと理解しておるんですけど、間違いないでしよう。

○衆議院議員(太田誠一君) 株価対策ということの観点から言えば、自社株買戻しをやるということになれば結果として株価が上がるであろうということは予想されるわけあります。それは悪いことではない。また、そういうことを經營者が予測することも別にこれは悪いことではない。同時にほかにもたくさんのメリットが先ほど申しましたようにあるわけですから、そのことをもつて批判されることではないというふうに考えておりま

す。

○橋本敦君 悪いことじゃない、株価が上がるの

は批判されることではないとおっしゃいますが、

そういう株価対策が資本準備金を充當するとい

うことを通じて会社法の大重要な原則である資本の充実ということとの関係で問題が出てくるという考え方方が基本にあって、こういうのは問題ですよということを学界も指摘してきたり、私も言つてゐるわけです。だから、そこのところの見解がちょっと違つわけです。

時間がありませんので最後に伺いますけれども、こういった商法の基本原則にかかる問題は、本来的には御存じのとおりの法制審議会で十分な審議をするのがやっぱりルールではないだろうか。このことは前回の改正の際にも指摘をされた問題であります。そしてまた御存じのとおりに、多くの商法学者の皆さん方が、こういった商法の根本にかかる問題については、これはやっぱり法制審議会の審議を経るというルールをとつてもらうのが常道ではないかという御批判もございました。

今回もまたこういった手続については法制審議会でどうお考へでしようか。

○衆議院議員(太田誠一君) これは、昨年の夏に省庁改革の十七本の法案を可決成立させていただきましたが、その際の閣議決定において、審議会をもつて立法機関のように思うことは望ましくないといふ。すなわち、法律の提案は我々国会議員が行なうが、それでなければ議院内閣制たる内閣の提案権でありまして、行政官が直接提案をすることはできない、憲法上もできないわけでありますし、まして学者の方々が提案をするわけでもないわけでございます。すると、あくまでも審議会の審議は参考意見なのであります。いかに権威のある国会議員が中心となる内閣が行うことだらうと思つております。

○衆議院議員(太田誠一君) そういう参考意見を聞くことは積極的にやらなければ、いつもの方向に行つてしまふんじゃないかと

いう指摘を私はせざるを得ない、こういうことから質問したわけです。

だから、今の御答弁によつて私は一層心配せざるを得ないという印象と感じを持ったということ

を申し上げて、時間が来ましたので、質問を終わ

ります。

○衆議院議員(太田誠一君) それは、恒久化といふのは何か陰謀のようにおっしゃいますが、私たちは恒久化をした方が、ここには多数の共同提案者がおられますので、全体として、代表してそ

うは言いません。私などは恒久化した方がいいと思つております。

○福島瑞穂君 社民党的福島瑞穂です。

なぜこのようないくつかの委員も質問されましたか、低い

度目の延長は望ましくない、どちらかに白黒つけ

るべきであると、恒久化するのかそれともうな

くしてしまうのかというこの、衆議院の意思表示

をもつて立法機関のように思うことは望ましくな

いと。すなわち、法律の提案は我々国会議員が行

なうが、それでなければ議院内閣制たる内閣の提案

権でありまして、行政官が直接提案をすることは

できない、憲法上もできないわけでありますし、

まして学者の方々が提案をするわけでもないわけ

でございます。すると、あくまでも審議会の審議

は参考意見なのであります。いかに権威のある

国会議員が中心となる内閣が行うことだらうと思つております。

○衆議院議員(太田誠一君) 言うまでもなく、私どもは注意深く株式市場の様子を見て、その株式

市場、株価形成にかかるさまざまなものには国会、

立法院の立場としては常に注視をしていかなければなりません。そういう中で、もちろん商法の対象

となつているのはほかならぬ経営者あるいは株主

でございますので、株主や経営者の世界からそういう政策を望んでくるのは当然のことだ

ろうと思います。

○福島瑞穂君 この法律のスピード成立はある意味でとてもやらやましいぐらいで、民法改正もこのスピードでぜひお願いしたいと思うのです。

経団連が一九九八年一月二十七日、「自己株式

消却に関する緊急要望」というのを出しておりま
す。「最近の金融システムの動揺と株式市場の低
迷等を背景に、景気停滞色が強まっている。この
まま株式市場の低迷が続けば、わが国経済は深刻
な状況に陥ることが懸念される。」として、緊急要
望が出たのが一月二十七日です。三月九日には
議員立法で提出をされ、三月三十日には参議院本
会議で成立、しかも即日施行という、極めて短い
期間内にこの法律は成立をしております。

でもらうのがいいのか、それとも自社株を買つてもらう、その会社の株を買つてもらう、あるいはその株式の価値が上がる、ではどっちが得かといふのは、これは税制も関係がござりますし、その比較の仕方はいろいろあると思ひます。しかしながら、財源ということから見れば、配当は利益準備金の部分から出てくる、そして自社株取得の方は資本準備金の方から出てくるというのが非常に自然な組み合わせではないかと思ひます。

○福島瑞穂君 資本準備金が気がついてみたら減ることに問題はあると思いますが、次の質問に移ること

成九年、参議院法務委員会の決議でござりますが、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールの確立を求める、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させる」ために、次のような措置を講じたところでございます。

まず、株主総会を形骸化し会社運営の健全性を害する存在でござります総会屋に係る犯罪に厳正に対処するため、商法及び商法特例法の一部を改正する法律が第百四十一回国会におきまして平成九年十一月二十八日に成立し、十二月二十三日から施行されております。

ために、なぜこんなスピード成立になつたんでしょうか。

いわんとしん販売で、販賣の原資たる、財源たるものは配当に回すということが第一番目の優先順位になるわけだ

ります。
自己株式取得規制がどんどん法律によって緩和されております。一九九四年改正、一九九七年改

第二に、商法の一部を改正する法律、いわゆるストックオプション関係でございますが、及び消費特例法の成立を受けまして、法務省令である計算書類規則と改正いたしまして、ストックオプション

うせやるなら最初の株主総会に間に合うようにな
やつた方がいいというふうに判断をいたしまし
て、こういう緊急の立法手続となつたわけであり
ます。

そういたしますと、配当に回すことに優先順位のあるものを自社株取得・消却に使うということは、それはややその後の方になる、後回しになるというのはやむを得ないんじやないかなと思います。

正
一九九八年改正とともに外から力を置いて
いるわけですが、自己株式取得は今まで日本では
大変規制がありました。資本維持の原則に反する、
株主平等の原則に反する、インサイダー取引が行
われる、会社支配権の維持に利用される、会社を
らしを助長するなどということが言われていたわ

算書類未見を記入してから、セシヨン等に関する情報開示の充実が図られました。特に、貸借対照表の見直しだとか営業報告書の見直しがござります。

○福島稟穂君　先ほど法制審議会の一般的な議論はお聞きしましたが、なぜこの立法に関して基本法たる商法を法制審議会にかけなかつたのかについて教えてください。

○福島瑞穂君 ただ、この形で株式消却をすれば、株価が上がる可能性があるわけで、株主にしてみれば、利益配当という形で得るのか、あるいは株価が上昇するかということをいえども、私はより安

われる会員支局の結果を利用される。会員をもたらしを助長するなど、いうことが言われていたわけですが、一九九七年の商法改正に際して参議院法務委員会は附帯決議をつけております。附帯決議についてその後どのような配慮がなされている議についてその後どのような配慮がなされている

関係団体を通じまして、また出版物等によりまして、会社関係者に対し周知徹底を図ってきたところでございます。

うに、立法権は私ども立法府の議員にあり、それからまた、内閣は議院内閣制であるがゆえに法律を提案することができるわけであります。

その中で、内閣を構成する国務大臣の中の法務大臣が参考意見を求めるために審議会をつくるわけでございます。法制審議会はそういう性格のものであります。

定性を必要とされる資本準備金を崩すことには若干問題があるやに思いますが、いかがですか。
○衆議院議員(太田誠一君) 利益準備金は経常的な利益から生ずるものでありまして、それが配当の原資になる。資本準備金は、いわばアドホック的な、常に日常的に起こることではなくて、一つの株式の時価発行というのをやたらにやることも

かについて若干お聞きをしたいというふうに思いました。

例えばこの附帯決議の中には、「ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の趣状にかんがみ、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールの確立を求め、その適正な運営に努めると共に、監査役の監査権を適切に運用する」とあります。

○福島瑞穂君 一九九八年二月のときの附帯決議もあります。株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議、参議院の法務委員会なのですが、こでもこういうものがあります。「株主、債権者等の保護並びに企業経営の健全化を図るため、会社の業務及び会計に関する情報の開示制度の充実、

したがつて、これは法務大臣がどのくらいの期間、あるいは何について参考意見を法制審議会に聞くかということは大臣の責任において行うことでありまして、我々立法院にいる者があえて法務大臣がどうするかということを待つという意味は余りないかと思うのでござります。

は問題なわけです。めったにないことに、それから、株式会社が合併したり、あるいは株式の交換をしたりするような、形態そのものが生まれるときには、初めて資本準備金が新たに生ずるわけになりますので、そういうアドホックな財源といふものがこの自社株取得のような場合に充当されることがあります。

ともに「情報の開示を促進させること」としての
があります。アメリカのように株式市場が大変
透明性が高いところででは自己株式取得もないと田
うんですが、日本の場合は株式市場は非常に不透明
明です。こういう段階で、この附帯決議のこの部分などに
ついては、透明性あるいは適正な運営の観点から
こういふ情報の開示というのを足されたのでしょ

改善に努める」とこと。それから「インサイダー取引など不公正取引に対し、証券取引法の厳格化を行うとともに、監視体制を充実強化するよう指導に努めること」。この決議はどのように生かされたのでしょうか。

○橋島瑞穂君 なぜ資本準備金を使うのか
準備金を使わないのかについて答弁をお願いいた
します。利益準備金と資本準備金は、御存じ御判斷

度た
といふのかもしろ自然ではないか。
今おっしゃった、株主にとつて、財布は違うし
だけれども同じ企業のお金と考えれば、配当と

うか、法務省お願いします。
○政務次官(山本有二君) 御指摘の附帯決議、平

帶決議第一番、法改正の趣旨の周知徹底、法の円滑な施行、これにつきましては、各種出版物等に

おきまして法改正の趣旨及び内容を紹介するなどの広報活動を行つております。改正法の円滑な施行が図られたものと考えております。

次に、附帯決議一、会社の業務及び会計情報の開示制度の充実等につきましては、計算書類の開示義務の重要性につきまして出版物等を通じてかねてより広報活動を行つてきたところでございますが、これに加えまして、平成十一年には商法の改正により、監査報告書の記載事項の充実と計算書類、株主総会議事録等の開示の対象者を拡大し、会社のディスクロージャーの一層の充実を図つたところでございます。

○政府参考人(船橋晴雄君) お答え申し上げま

先ほど先生御指摘の九七年五月の参議院法務委員会における附帯決議及び九八年三月の附帯決議、いずれにおきましても、インサイダー取引などの不公正取引に対する対応はもつと厳しくやれという御指摘をちょうだいしております。

私も証券監視委員会におきましては、日々マーケットの異常な値動き等の監視を行つてきておりますが、九七年五月以降におきましては五件のインサイダー事案について告発をいたしております。ただ、いろいろなインサイダーがございまして、この五件の中には自己株式の消却に関するものはございません。しかしながら、御指摘のよ

うに大変重要な問題でございますし、証取法においても大変重要な問題でございますし、証取法においても大変重要な問題でございます。ただ、いろいろなインサイダーがございまして、この五件の中には自己株式の消却に関するものはございません。しかしながら、御指摘のよ

うに大変重要な問題でございますし、証取法においても大変重要な問題でございます。ただ、いろいろなインサイダーがございまして、この五件の中には自己株式の消却に関するものはございません。しかしながら、御指摘のよ

うに大変重要な問題でございますし、証取法においても大変重要な問題でございます。

○福島瑞穂君 提案者にお聞きします。この法律ができたために株価は上がったんだ

でしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 因果関係はそれははつきり証明できるものではないと思いますが、結果としてこの二年の間に、正確にはわかりませんが、株価は一万五千円前後から二万円ぐら

上がっておりますので、そのうちの一つの重要な柱になつたのではないかというふうに思つております。

○福島瑞穂君 先ほどの参議院の附帯決議で周知

徹底ということがあり、これは限時法ということ

で恐らくこのようないスピーード成立も賛成をしたのではないかと思いますが、ほかの委員も聞かれました

したが、これをなぜ再びしなくてはいけないのか。

恒久化するという考え方もありなんでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 恒久化するというの

は、本日の提案者の中の一部、例えば私はそう思つております。だから、一般的にはそれは言えない

わけでございますが、そういう意思の者はおります。

なぜあと二年間やることになったのかといふこと

とでございますけれども、それは、まだ依然として巨額の資本準備金がそこにある、そして株式の

持ち合いの解消も進みつつあります。例えば二年

前の時点で株式の持ち合いとみなされる金額は、

一部、二部の上場企業の発行額の二十数%で

あったものが、今は一六%まで下がっております。

低下傾向はこれからも続いていく、特に来年の

三月の新しい会計基準の導入を目指してさらなる

株式の持ち合いの解消が進むと思われますので、

そういう意味での必要性があるということでござ

ります。

○福島瑞穂君 限時法で成立をしているので今回

二年更新するとしても、やはりこの法律はそもそも限時法としてスタートしたので、これは個人的な

なお願いですが、恒久化されないようによろしくお願いします。

それから、先ほど附帯決議の問題に関してそれ

ぞ法務省と証券取引委員会の方から御説明があ

りました。ディスクロージャーに努めているとい

うことに関してはぜひ今後とも努力をお願いしたい

と思う次第なんですが、日本の企業は圧倒的に情

報開示はおくれていますし、ほとんどされていない

名前を出すのはちょっと気の毒ですが、例え

山一証券やさざざまな自主廃業に追い込まれたり倒産した会社は、その直前まで、倒産あるいは自主廃業するまで、株主や債権者には、その会社に問題がある、あるいは何か数字を操作していると

いうことなどを第三者にはわからない形で粉飾決算という形で行われていた会社が多い。つまり、うちの会社は問題があるというような情報開示はほとんどどの会社も全くされていないのが実情です。

ですから、株式市場が透明であるところにおいては自己株式取得はかなり健全となるとは思いますが、日本のように株式市場が極めて不透明な段階では隠れたインサイダー取引なども多く横行す

ると思いますので、ぜひこの点については監督官

庁などの監視を引き続きよろしくお願ひしたいと要望を述べた上で、私の質問を終わります。

○委員長(風間紀君) 他に御発言もないようですが、から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これまでの反対討論を終ります。

○委員長(風間紀君) 他に御意見もないようですが、から、討論は終局したものと認めます。

これまでの反対討論を終ります。

○委員長(風間紀君) 多数と認めます。よつて、本

正案について反対の討論を行います。

○橋本教君 私は、日本共産党を代表して、本改

正案について反対の討論を行います。

本法案は、株式消却手続に関する商法特例法改

正法が二年の限時立法となつてゐるのを改正し

て、資本準備金で自己株消却ができる期間をさらに二年延長しようとするものであります。

株主の有限責任を基本とする株式会社制度において最も重要な原則は、会社の社会的信用の保持、

株式会社の取引相手たる債権者の利益を守るため、資本の維持と充実であることは言うまでもあ

りません。

ところが、規制緩和を求める財界等の要求にこ

たえて、九四年には自己株取得の一部緩和、九七年には法制審にも諮らないまま議員立法で株式の

消却の手続に関する商法の特例に関する法律、前回九八年には、配当可能利益の範囲内に限られて

いた原資を資本金への組み入れか欠損補てんにし

か使えなかつた資本準備金にまで広げて、手続も取締役会の決議だけで行う特例を設けるなど、専ら財界の要望に沿つた改正を行つたところであります。

今回の改正は、持ち合い株を時価評価する会計基準が再来年三月期から始まることを見越して、今後も持ち合い株の売却が進むとして、株価対策等のため財界からの強い要望にこたえ、緊急対策としての時限立法だったとする答弁をも翻して、

今回また法制審の審議に諮らないまま二年間延長するものであります。この恒久化を要求するなど、

今後も持ち合い株の売却が進むとして、株価対策等のため財界からの強い要望にこたえ、緊急対策としての時限立法だったとする答弁をも翻して、

今回の改正は、持ち合い株を時価評価する会計基準が再来年三月期から始まることを見越して、

今回また法制審の審議に諮らないまま二年間延長するものであります。この恒久化を要求するなど、

今後も持ち合い株の売却が進むとして、株価対策等のため財界からの強い要望にこたえ、緊急対策としての時限立法だったとする答弁をも翻して、

正する法律

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する
法律の一部を改正する法律（平成十年法律第十一
号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「平成十一年三月二十一日」
を「平成十四年三月二十一日」に改め、同条第三
項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成十二年四月五日印刷

平成十二年四月六日發行

參議院事務局

印刷者

大藏省印刷局